

市第60号議案 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

1 趣旨

令和6年6月19日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）」により、建築基準法（以下、「法」と言います。）の第18条が改正され、これまでは建築主事にしか行えなかった、国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下、「国等」と言います。）の、建築物の計画通知に必要な審査・検査について、指定確認検査機関が行うことが可能となりました。

本改正に伴い、法第18条を引用している横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」と言います。）第141条の9を改正します。

※計画通知とは…国等が建築工事等に着手する前に建築主事に通知し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの審査を受けることです。

2 改正の概要

条例では、市民の皆様が住宅等を選択するに当たって、建築物の環境配慮に関する情報を適切に入手できるよう、売買、賃貸等を行う建築物の不動産販売広告等に、CASBEE 横浜の評価の表示を義務付けています。

これまで、この表示義務は、建築確認または国等による計画通知を行おうとする建築物を対象としていましたが、指定確認検査機関による計画通知を行おうとする建築物を追加するため、必要な条文の整備を行います。

3 施行日

本改正条例の公布日とします。